

(介 67)

平成 25 年 2 月 8 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

高杉 敬久

東日本大震災に伴う指定居宅サービス事業者の  
指定等に係る満了日の再延長について

被災地における指定居宅サービス事業者の指定等につきましては、平成 24 年 9 月 5 日付(介 25)「東日本大震災に伴う指定居宅サービス事業者の指定等に係る満了日の再延長について」にて、平成 24 年 8 月 31 日とされていた満了日を平成 25 年 2 月 28 日まで再延長する旨、ご連絡申し上げたところであります。

今般、本年 3 月以降も当該措置を特に継続して実施する必要があるものについて、その期日をさらに延長し、平成 25 年 8 月 31 日まで延長されることとなりました。

当該措置により満了日が再延長されたものはこれまでと同様に下記のとおりとなります。

①指定居宅サービス事業者の指定 ②指定地域密着型サービス事業者の指定 ③指定居宅介護支援事業者の指定 ④指定介護老人福祉施設の指定 ⑤指定介護療養型医療施設の指定 ⑥指定介護予防サービス事業者の指定 ⑦指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 ⑧介護老人保健施設の許可

今回の再延長の措置につきましても、満了日の延長措置を受けるためには、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等、必要な事項が記載された申請書による申し出が必要となります。

また、当該措置は法第 3 条第 4 項に基づき、被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置であるため、通常の手続きにより介護保険法に基づく指定等の更新を行うことのできる事業者等については、今回の再延長措置を適用することなく、介護保険法により指定等の更新を行うこととされております。

なお、今般の通知により、当該措置は平成25年8月31日まで延長されましたが、平成25年9月1日以降におけるさらなる延長については、サービスの質の確保等に鑑み、指定介護療養型医療施設の指定に係るものを除き、行われたい予定とされております。

つきましては、本件につき貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

#### 記

(添付資料)

- ・東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について  
(老発0206第1号 平25.2.6 厚生労働省老健局長通知)

以上

老発 0206 第 1 号  
平成 25 年 2 月 6 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について

東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第30号）が本日公布されたところである。

改正の趣旨及び留意点は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底の上、適切な対応方御配意願いたい。

## 記

### 第1 改正の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第3条第4項の規定に基づき、東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成23年政令第274号。以下「令」という。）において、東日本大震災の被害者の権利利益に係る満了日を平成25年2月28日と定めたところである。

今般、令における延長期日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があるものについて、権利利益の延長期日をさらに延長するため、令を改正し、その期日を平成25年8月31日まで延長することとした。

## 第2 満了日の再延長を行った行政上の権利利益

令のうち再延長を行ったものは、次のとおりである。

- 指定居宅サービス事業者の指定（第41条第1項）
- 指定地域密着型サービス事業者の指定（第42条の2第1項）
- 指定居宅介護支援事業者の指定（第46条第1項）
- 指定介護老人福祉施設の指定（第48条第1項第1号）
- 指定介護療養型医療施設の指定（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の第48条第1項第3号）
- 指定介護予防サービス事業者の指定（第53条第1項）
- 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（第54条の2第1項）
- 介護老人保健施設の許可（第94条第1項）

## 第3 留意事項

- 1 改正前の令と同様、東日本大震災の被害者が令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、当該者の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（特措法第3条第3項に規定する書面をいい、以下「申請書」という。）による満了日の延長の申し出を行わせる必要がある。

なお、申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問わず、また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして差し支えない。

- 2 令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、特措法第3条第4項に基づき、被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置であるので、通常の手続きにより介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定等の更新を行うことのできるものについては、令に基づく延長の措置を適用することなく、介護保険法により指定等の更新を行うこととされている。
- 3 今般の令の改正により、特定権利利益に係る満了日が平成25年8月31日までとされたが、平成25年9月1日以降における更なる延長については、サービスの質の確保等に鑑み、指定介護療養型医療施設の指定に係るものを除き、行わない予定である。そこで、令の対象となる事業所がある都道府県等におかれては、平成25年9月1日以降におけ

る更なる延長を行わないことについて、介護サービス事業者に対して、十分な期間をもって周知いただくとともに、以下のような御配慮をお願いする。

- ・ 警戒区域等に事業所がある等の事情により、指定の更新の申請を行うことが出来ず、指定等の効力が失われた事業所等（以下「失効事業所等」という。）が新たに指定等の申請を行う際は、既に都道府県知事等に提出している事項に変更がない場合についてはこれらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出がなされたものとする
- ・ 失効事業所等による新たな指定の申請を受け、都道府県知事等が指定を行う際は、当該事業所等に付番されていた事業所番号を再付番すること

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

- 地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二七)
- 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(二八)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)
- 東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令(三〇)

### 〔省 令〕

- 地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(総務五)
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令(国土交通三)

### 〔告 示〕

- 政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(総務二)

三 二 四 三 二

### 〔公 告〕

- 政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件(同三)
  - 政党助成法第二十七条第一項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件(同四)
  - 特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件(同五)
  - 平成二十四年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件(同三六)
  - 平成二十四年中において交付した特定交付金の総額及び特定交付金の交付を受けるべき各政治団体に対して交付した特定交付金の額を公表する件(同三七)
- 裁判所  
破産、免責関係  
特殊法人等  
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会公示送達関係  
地方公共団体  
旅行死亡人、公示送達関係  
会社その他  
会社決算公告

三 二 一 三 二 一

## 本号で公布された法令のあらまし

◇ 地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二十七号)(総務省)  
地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年三月一日とする事とした。

◇ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(政令第二十八号)(総務省)  
一 地方自治法施行令の一部改正関係

1 直接請求制度に関する事項  
(一) 条例制定又は改廃請求代表者が署名し印を押すことを求めるための委任をした場合の、請求代表者証明書を交付した普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会への届出に関する規定を削除することとした。(旧第九十二条第三項関係)

(二) 指定都市における条例制定又は改廃請求に係る署名及び印を求めることができる期間を、都道府県と同様に、請求代表者証明書を交付した旨の告示があった日から二箇月以内とする事とした。(第九十二条第三項関係)

(三) 指定都市における条例制定又は改廃請求について、条例制定又は改廃請求代表者が(一)の期間の満了の日の翌日から署名簿を当該指定都市の区の選挙管理委員会に提出するまでの期間、署名簿の返付を受けた日又は署名簿の署名の効力が確定した日から条例制定又は改廃請求までの期間及び条例制定又は改廃請求が適法な方式を欠いているときにこれを補正させる期間を都道府県と同様の期間とする事とした。(第九十三条の二第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第二項関係)  
(四) 普通地方公共団体の直接請求のうち、議員及び市長の解職請求に係る投票方法について、投票用紙に賛否を自書する方法とする

とともに、議会の解散請求並びに議員及び市長の解職請求に係る投票方法について、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会が定めるところにより、解散又は解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を記載する投票方法により行うことができる事とした。(第一〇六条、第一〇八条第一項の表、第一〇九条、第一一三条、第一一四条、第一一五条第一項の表、第一一六条の二、第一一七条、第一一八条の表関係)

(四) 選挙権を有する者の総数が八〇万を超える普通地方公共団体について、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和し、八〇万を超える場合にあってはその八〇万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四〇万分の一を乗じて得た数とを合算して得た数としたことに伴い、関係規定の整備を行うこととした。(第一〇〇条の表、第一〇〇条の表、第一一〇条の表、第一一二条の表関係)

2 一 普通地方公共団体のみに適用される特別法についての賛否の投票に関する事項  
一 普通地方公共団体のみに適用される特別法に係る投票方法について、関係普通地方公共団体の選挙管理委員会が定めるところにより、当該法律について賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を記載する投票方法により行うことができることとした。(第一八四条、第一八六条第一項、第一八七条関係)

3 特別一部事務組合に関する事項  
一部事務組合は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができるものとしたことに伴い、その議会を構成団体の議会をもって組織する一部事務組合への地方自治法施行令中普通地方公共団体に関する規定の準用について、必要な調整を行うこととした。(第二一条の三関係)



